

令和2年度第1回出雲市障がい者施策推進協議会次第

日時：令和2年6月24日（水）
14：00～15：00
会場：市役所本庁6階 全員協議会室

1 開会

2 伊藤副市長あいさつ

3 会長、副会長選出

4 会長あいさつ

5 諮問

- (1) 第2次出雲市障がい者計画及び第6期出雲市障がい福祉計画・第2期出雲市障がい児福祉計画について

6 報告事項

- | | | |
|-------------------------------|-----|---------|
| (1) 令和元年度障がい福祉サービス等状況報告 | 資料1 | 1頁～10頁 |
| (2) 令和元年度サービス調整会議状況報告 | 資料2 | 11頁～13頁 |
| (3) 令和元年度障がい者虐待防止センター状況報告 | 資料3 | 14頁～15頁 |
| (4) 令和元年度障がい者差別相談センター等状況報告 | 資料4 | 16頁 |
| (5) 令和元年度手話普及の取組状況報告 | 資料5 | 17頁 |
| (6) 令和元年度生活保護精神障がい者退院促進事業状況報告 | 資料6 | 18頁 |

7 議事

- (1) 第2次出雲市障がい者計画及び第6期出雲市障がい福祉計画・第2期出雲市障がい児福祉計画の策定について
- | | | |
|--|-----|--------|
| | 資料7 | 19～26頁 |
|--|-----|--------|
- ① 計画の位置づけ
② 計画検討スケジュール
③ 計画構成（案）
- (2) 地域生活支援拠点整備にかかる検討状況
- | | | |
|--|-----|--------|
| | 資料8 | 27～30頁 |
|--|-----|--------|

8 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関連した新規事業
- | | | |
|--|-----|--------|
| | 資料9 | 31～33頁 |
|--|-----|--------|
- ①在宅障がい者等相談支援事業
②遠隔手話サービス等を利用した聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化事業
- (2) 今後の協議会日程
- | | | | |
|-----|------|-----------|-------------|
| 第2回 | 令和2年 | 9月24日（木） | 14：00～16：00 |
| 第3回 | 令和2年 | 11月11日（水） | 14：00～16：00 |
| 第4回 | 令和3年 | 2月3日（水） | 14：00～16：00 |

9 閉会

出雲市障がい者施策推進協議会委員

令和2年(2020)4月1日～令和5年(2023)3月31日 (3年間)

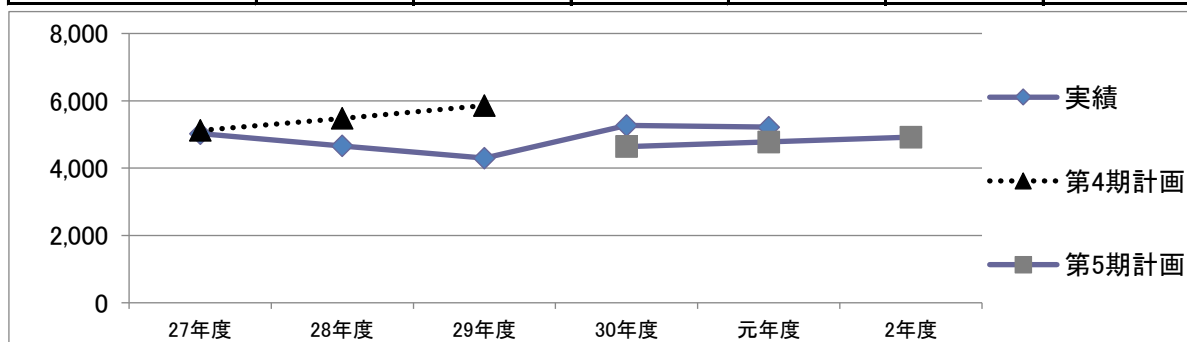
五十音順(敬称略)

No.	氏名	継続・新規の別	職名等	備考
1	浅津 昇	新規	障がい者支援施設出雲サンホーム施設長	
2	芦矢 京子	継続	島根県重症心身障がい児(者)を守る会副会長・事務局長	
3	石飛 文和	継続	出雲市身障者福祉協会理事	
4	石橋 美恵子	継続	島根県東部発達障害者支援センターウィッシュセンター長	
5	和泉 積	継続	出雲市身障者福祉協会理事	
6	井上 明夫	継続	社会福祉法人ふあっと理事長、ふあっと施設長	
7	大野 美和	継続	出雲公共職業安定所統括職業指導官	
8	尾添 純子	継続	出雲市子ども未来部子ども政策課子ども家庭相談室長	
9	兒玉 浩二	継続	出雲市教育委員会児童生徒支援課長	
10	佐貫 文紀	継続	障がい者支援施設ふたば 施設長	
11	塩飽 邦憲	継続	島根大学名誉教授	
12	新宮 直行	継続	出雲市社会福祉協議会事務局長	
13	新藤 優子	継続	高次脳機能障がいデイケアきらりアドバイザー	
14	須谷 生男	継続	出雲医師会理事	
15	高見 聡子	新規	出雲障がい者就業・生活支援センターリーフ所長	
16	永岡 秀之	継続	島根県立こころの医療センター医療局次長	
17	柳樂 紀美子	継続	出雲市民生委員児童委員協議会副会長	
18	西 嘉直	新規	島根県出雲保健所総務保健部長	
19	原 広治	継続	島根大学大学院教授	
20	福島 美菜子	新規	島根県立出雲養護学校校長	
21	藤川 祐介	継続	いちごの会会長	
22	本常 徹	新規	出雲成年後見センター運営委員	
23	山岡 尚	新規	出雲商工会議所専務理事	
24	山本 順久	継続	ハートピア出雲施設長	
25	吉田 通隆	新規	こころの森会員	

令和元年度障がい福祉サービス等状況報告 【資料 1】

単位：時間/月

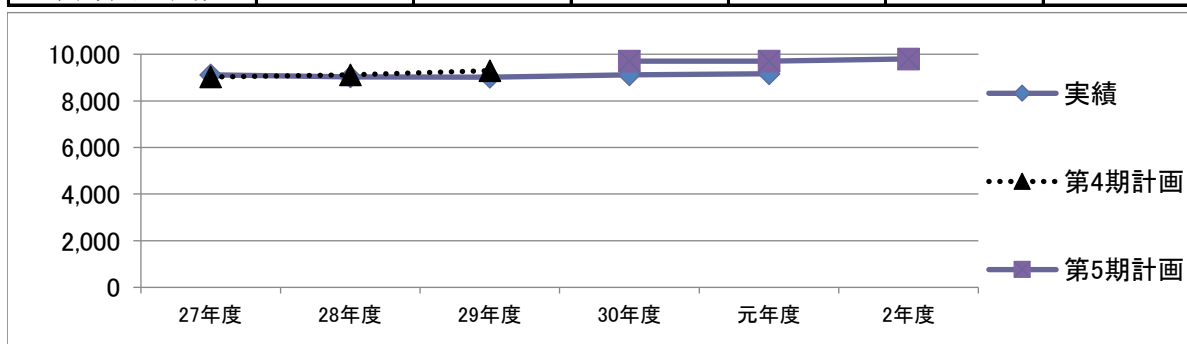
居宅介護等	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	5,119	5,477	5,860	4,638	4,777	4,921
実績	5,023	4,658	4,298	5,269	5,215	
対前年伸び率	107%	93%	92%	123%	99%	
年間利用者数	339	357	347	352	357	



利用者及び介護者の高齢化により、居宅介護サービスが必要な方が増えています。

単位：人日/月

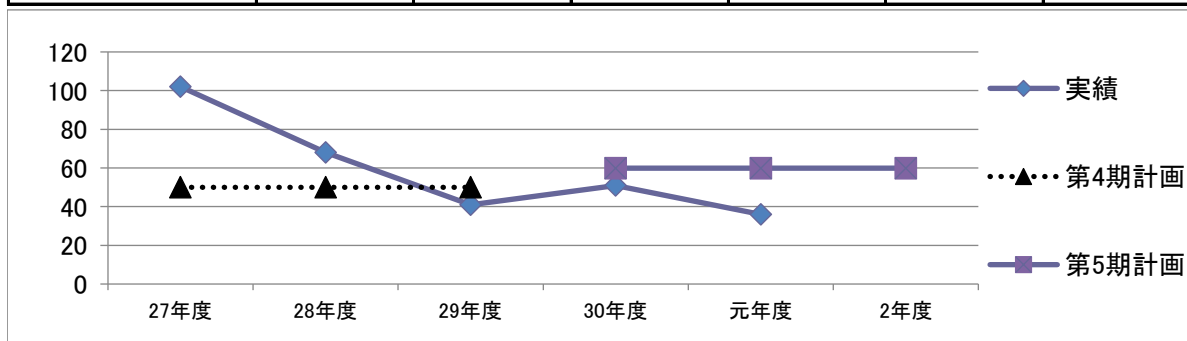
生活介護	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	9,023	9,113	9,295	9,702	9,702	9,799
実績	9,111	9,020	9,015	9,116	9,163	
対前年伸び率	104%	99%	100%	101%	101%	
年間利用者数	531	515	522	522	520	



新規の施設入所が少ないことに伴い、計画を下回る実績です。

単位：人日/月

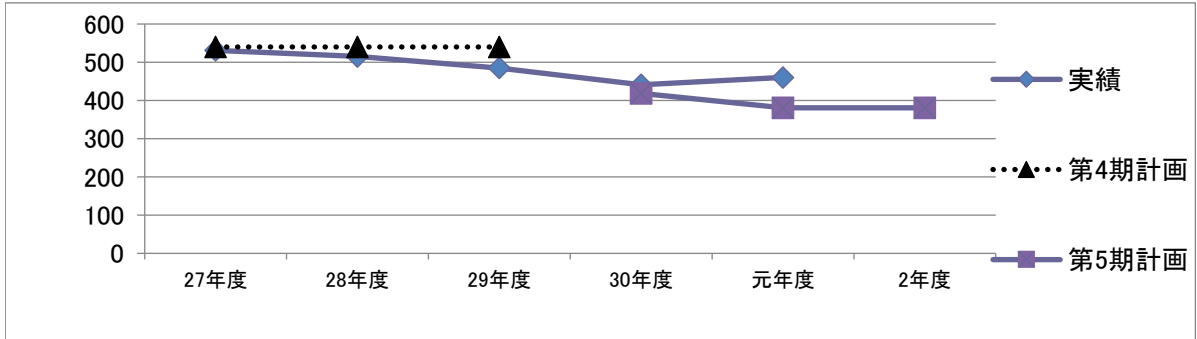
自立訓練（機能）	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	50	50	50	60	60	60
実績	102	68	41	51	36	
対前年伸び率	200%	66%	60%	124%	71%	
年間利用者数	7	10	9	10	8	



新規利用者が少なく、利用期間に期限があることから、計画を下回る実績です。

単位：人日/月

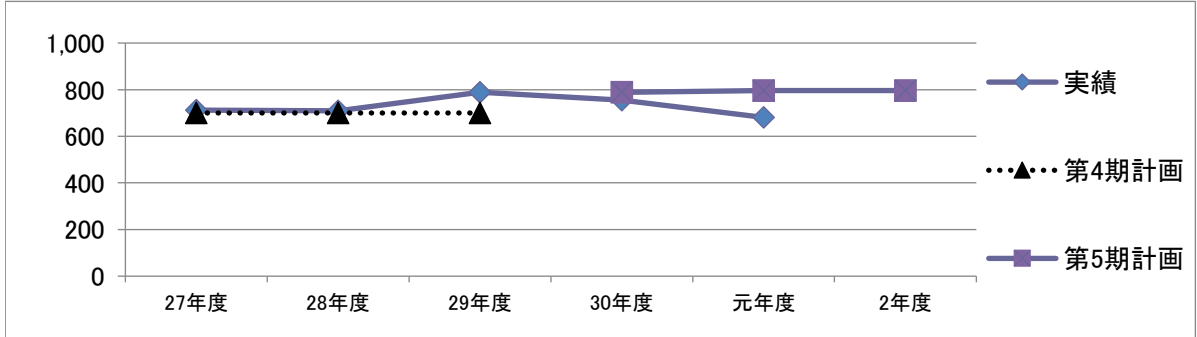
自立訓練（生活）	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	540	540	540	418	381	381
実績	531	515	485	441	460	
対前年伸び率	110%	97%	94%	91%	104%	
年間利用者数	46	43	46	56	51	



見込んでいた定員の減少がなかったため、計画を上回る実績です。

単位：人日/月

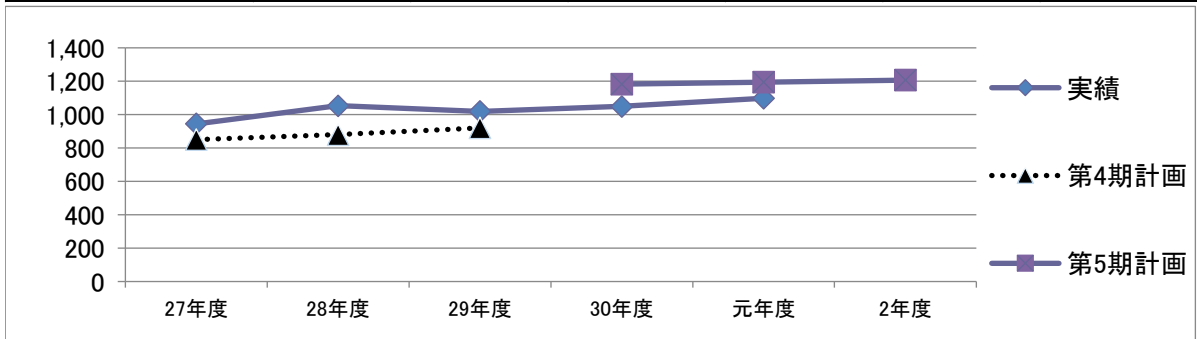
就労移行支援	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	700	700	700	788	796	796
実績	712	709	789	755	681	
対前年伸び率	104%	100%	111%	96%	90%	
年間利用者数	80	87	93	86	77	



ほぼ計画どおりの実績です。

単位：人日/月

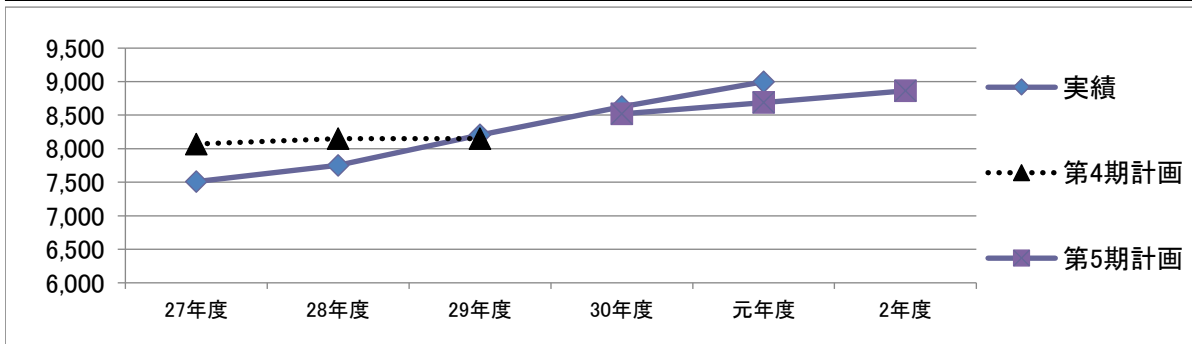
就労継続支援A型	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	850	880	920	1,183	1,194	1,206
実績	944	1,053	1,019	1,049	1,098	
対前年伸び率	114%	112%	97%	103%	105%	
年間利用者数	56	66	62	62	71	



ほぼ計画通りの実績です。

単位：人日/月

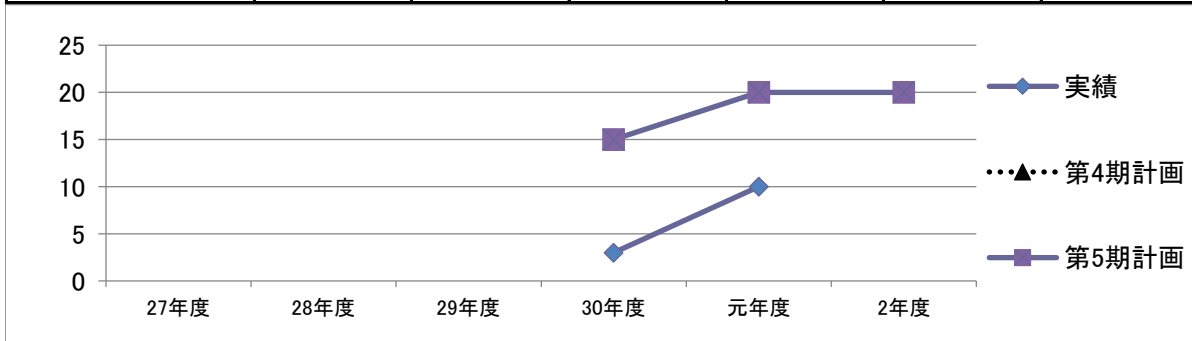
就労継続支援B型	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	8,070	8,150	8,150	8,519	8,690	8,863
実績	7,509	7,752	8,206	8,627	8,999	
対前年伸び率	101%	103%	106%	105%	104%	
年間利用者数	533	548	579	612	639	



昨年度同様、利用者が増えており、計画を上回る実績です。

単位：人/月

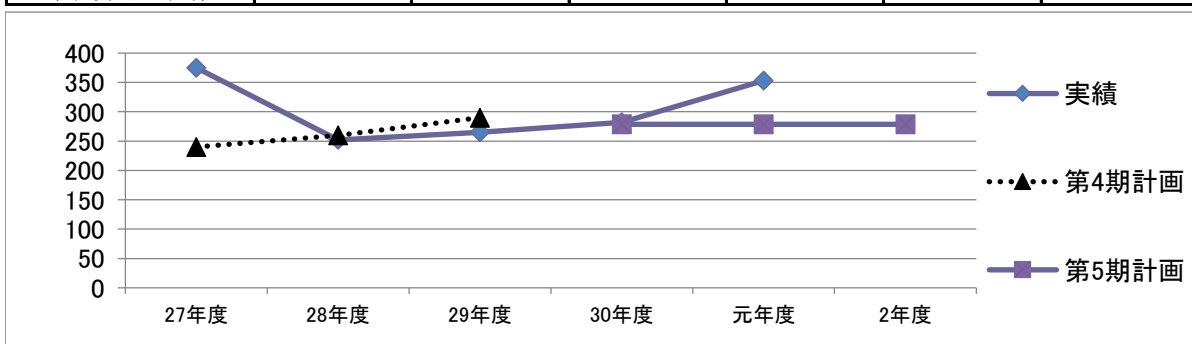
就労定着支援	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	-	-	-	15	20	20
実績	-	-	-	3	10	
対前年伸び率	-	-	-	-	333%	
年間利用者数	-	-	-	8	15	



平成30年度からの新規サービスで、市内5事業所がサービスを提供しています。今後、利用者増が見込まれます。

単位：人日/月

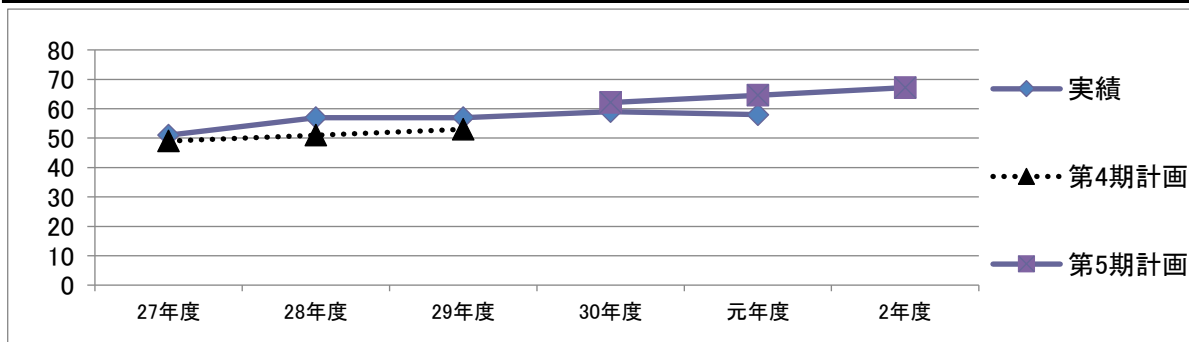
短期入所	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	240	260	290	279	279	279
実績	375	252	265	282	353	
対前年伸び率	102%	67%	105%	106%	125%	
年間利用者数	133	123	125	135	136	



事業所の増加及び両親の高齢化等による利用需要の増加により、計画を上回る実績です。

単位：人/月

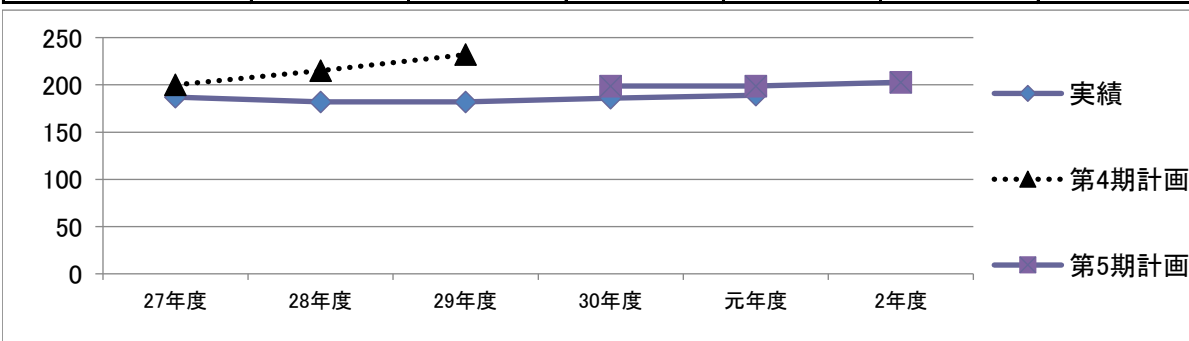
療養介護	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	49	51	53	62	65	67
実績	51	57	57	59	58	
対前年伸び率	106%	112%	100%	104%	98%	
年間利用者数	56	58	57	59	61	



ほぼ、計画に沿った実績です。

単位：人/月

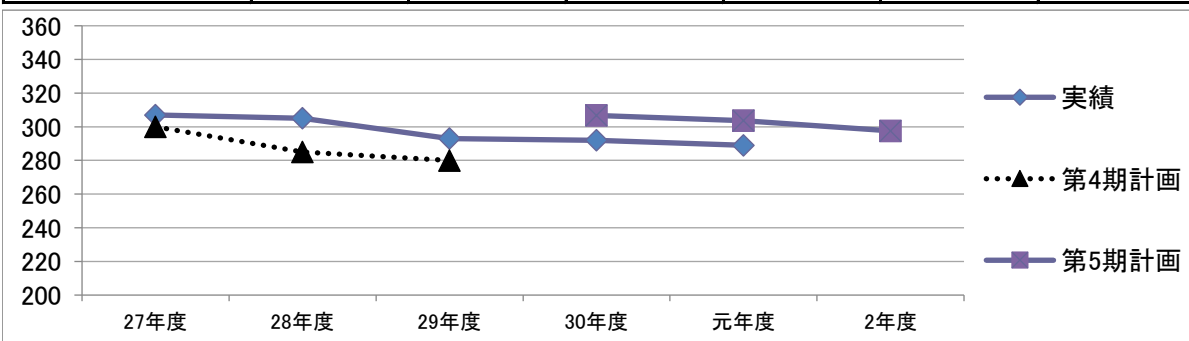
共同生活援助	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	200	215	232	199	199	203
実績	187	182	182	186	189	
対前年伸び率	101%	97%	100%	102%	102%	
年間利用者数	198	202	196	196	199	



ほぼ、計画に沿った実績です。

単位：人/月

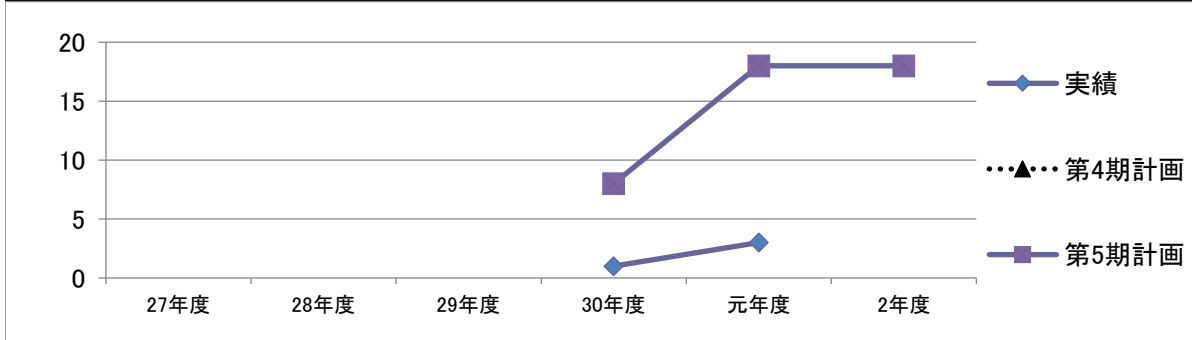
施設入所支援	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	300	285	280	307	304	298
実績	307	305	293	292	289	
対前年伸び率	99%	99%	96%	100%	99%	
年間利用者数	324	317	302	303	300	



新規の施設入所者が少ないため、計画を下回る実績です。

単位：人/月

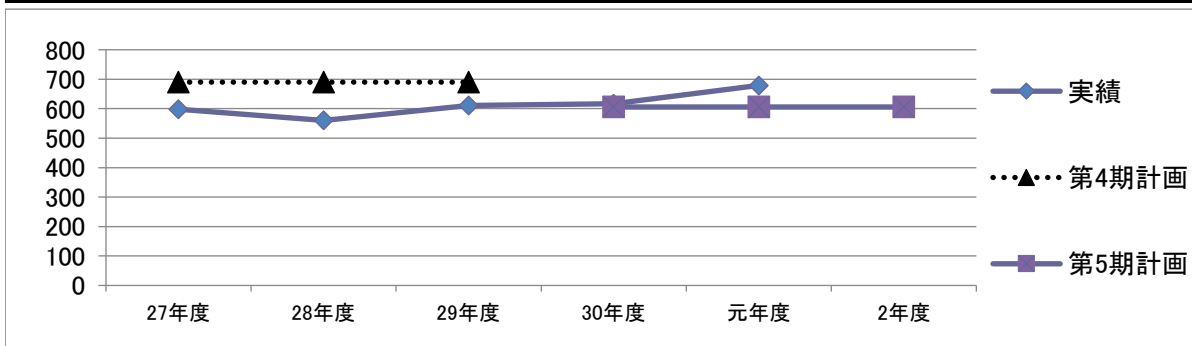
自立生活援助	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	-	-	-	8	18	18
実績	-	-	-	1	3	
対前年伸び率	-	-	-	-	300%	
年間利用者数	-	-	-	3	3	



平成30年度からの新規サービスで、市内2事業所がサービスを提供しています。今後、利用者増が見込まれます。

単位：人/月

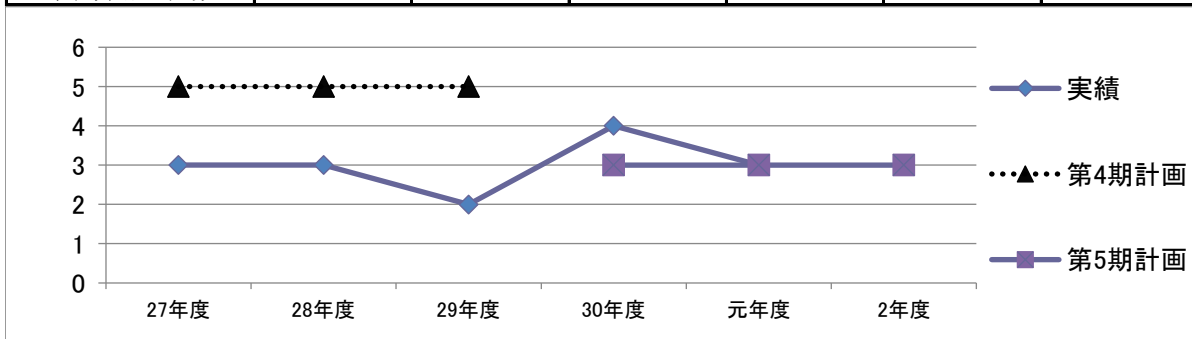
計画相談支援	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	690	690	690	606	606	606
実績	598	560	611	617	679	
対前年伸び率	120%	94%	109%	101%	110%	
年間利用者数	1,388	1,401	1,466	1,487	1,432	



平成30年度の報酬改定により計画相談支援サービスが拡充され、計画を上回る実績です。

単位：人/月

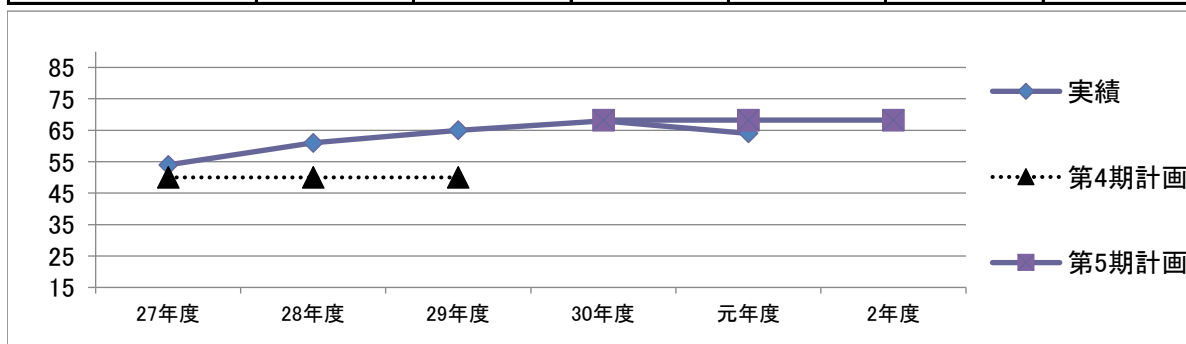
地域移行支援	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	5	5	5	3	3	3
実績	3	3	2	4	3	
対前年伸び率	150%	100%	67%	200%	75%	
年間利用者数	9	10	11	8	10	



ほぼ計画に沿った実績です。

単位：人/月

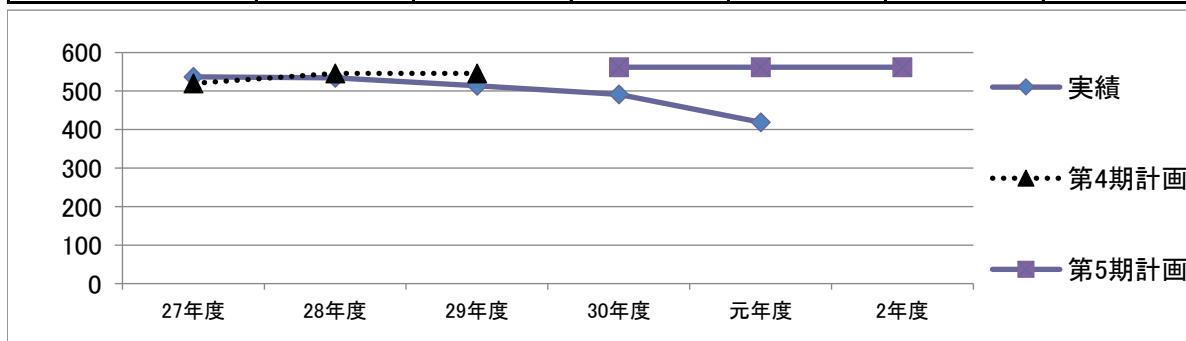
地域定着支援	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	50	50	50	68	68	68
実績	54	61	65	68	64	
対前年伸び率	104%	113%	107%	105%	94%	
年間利用者数	65	66	74	88	71	



ほぼ計画に沿った実績です。

単位：人日/月

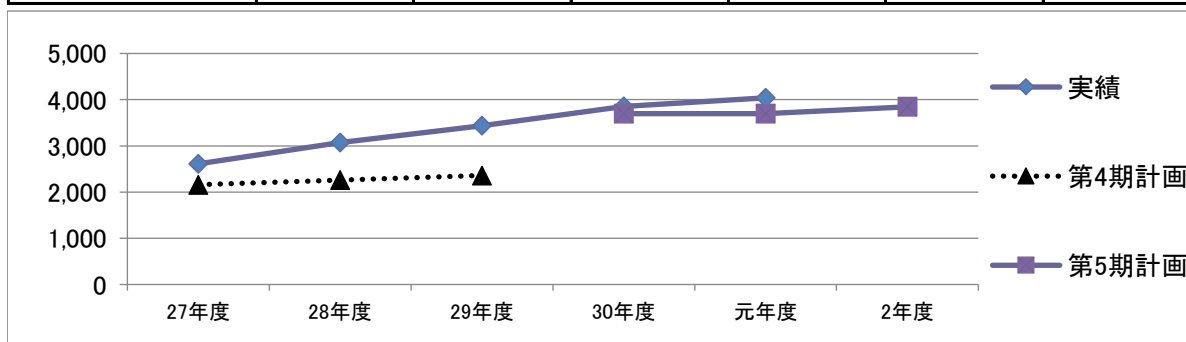
児童発達支援	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	520	546	546	562	562	562
実績	537	534	514	491	419	
対前年伸び率	97%	99%	96%	96%	85%	
年間利用者数	111	117	126	124	120	



新規利用者が少ないため、計画を下回る実績です。

単位：人日/月

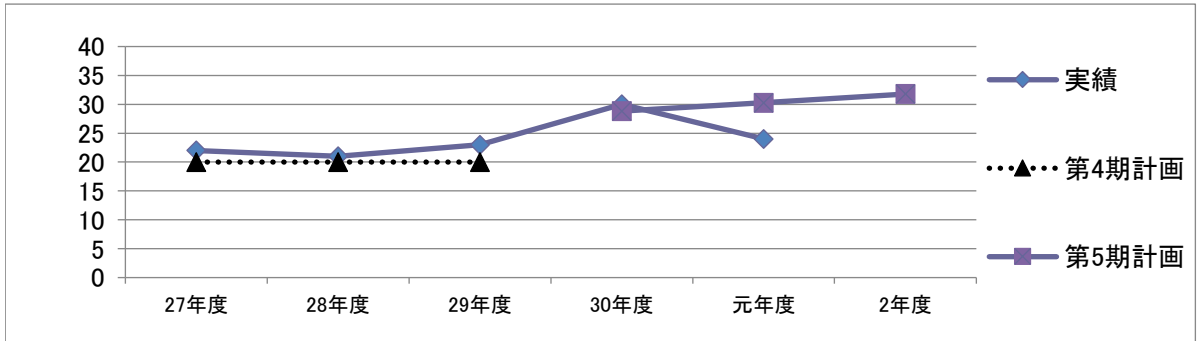
放課後等ディサービス	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	2,160	2,260	2,360	3,698	3,698	3,846
実績	2,611	3,074	3,438	3,855	4,040	
対前年伸び率	121%	118%	112%	112%	105%	
年間利用者数	256	275	302	340	374	



昨年度同様、利用者が増えており、ほぼ計画どおりの実績です。

単位：人日/月

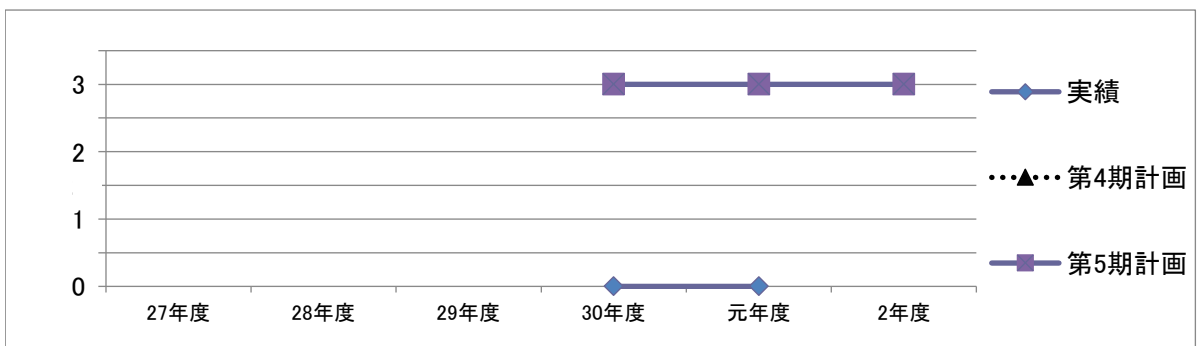
保育所等訪問支援	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	20	20	20	29	30	32
実績	22	21	23	30	24	
対前年伸び率	116%	95%	109%	130%	80%	
年間利用者数	22	21	23	30	24	



利用者の減少により、計画を下回る実績です。

単位：人日/月

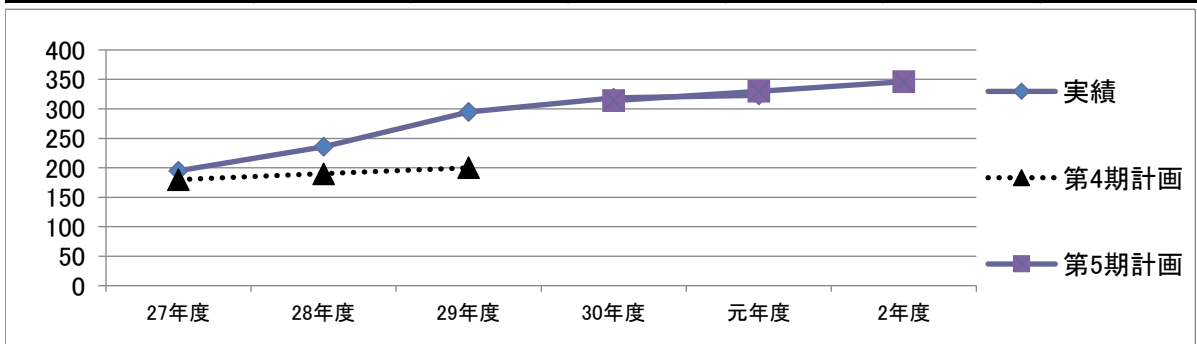
居宅訪問型児童発達支援	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	-	-	-	3	3	3
実績	-	-	-	0	0	
対前年伸び率	-	-	-	-	-	
年間利用者数	-	-	-	0	0	



新規のサービスで、市内にサービス提供事業所がないこともあり、利用実績はありません。

単位：人/月

障がい児相談支援	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	180	190	200	314	330	346
実績	195	236	295	319	323	
対前年伸び率	105%	121%	125%	108%	101%	
年間利用者数	359	396	422	462	467	



ほぼ計画通りの実績です。

地域生活支援事業 計画数値・実績

単位：人/年・団体/年

自発的活動支援事業	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	1	2	2	2	2	2
実績	1	1	1	1	1	
対前年伸び率	100%	100%	100%	100%	100%	
年間利用者数	27	24	25	46	30	

ほぼ計画に沿った実績となりました。

単位：箇所/年

相談支援事業	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	-	-	-	9	9	9
実績	9	9	9	9	9	
対前年伸び率	100%	100%	100%	100%	100%	

計画どおりの実績となりました。

○成年後見制度利用支援事業

単位：件/年・人/年

(市長申立て)	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	2	2	2	3	3	3
実績	2	3	1	4	3	
対前年伸び率	200%	150%	33%	400%	75%	
(報酬助成)						
計画値	4	4	4	4	4	4
実績	3	3	7	9	8	
対前年伸び率	100%	100%	233%	128%	89%	

前年より減少しましたが、報酬助成は計画を上回る実績となりました。

○意思疎通支援事業・手話奉仕員養成事業

単位：人/年

手話通訳等登録者数	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	140	140	140	150	150	150
実績	137	136	149	148	164	
対前年伸び率	98%	99%	110%	99%	111%	
派遣事業実利用者数						
計画値	45	45	45	50	50	50
実績	41	42	42	44	41	
対前年伸び率	98%	102%	100%	105%	93%	
手話奉仕員新規登録者数						
計画値	15	-	15	-	20	-
実績	9	-	12	-	16	-
対前年伸び率	60%	-	133%	-	133%	-

手話通訳等登録者数は、手話奉仕員養成講座修了者等の新規登録のため増加しました。実利用者数は計画を下回る実績となりました。

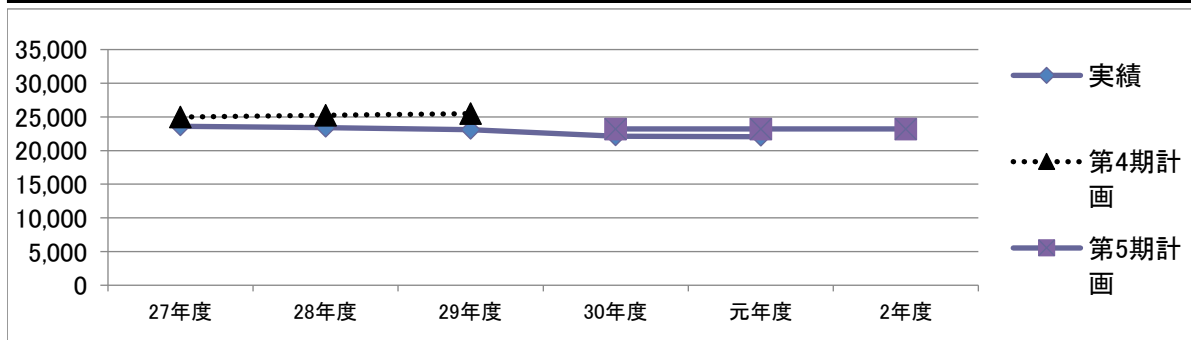
単位:件/年

日常生活用具給付事業	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	812	837	855	860	866	872
実績	800	775	832	875	836	
対前年伸び率	99%	97%	107%	105%	96%	
(内訳)						
介護訓練支援用具	15	12	7	23	15	
自立生活支援用具	27	12	22	29	23	
在宅療養等支援用具	32	28	30	29	20	
情報・意思疎通支援用具	72	53	88	96	80	
排泄管理支援用具	652	667	683	693	695	
住宅改修費	2	3	2	5	3	
計	800	775	832	875	836	

ほぼ計画に沿った実績となりました。

単位:時間/年

移動支援事業	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	24,982	25,231	25,483	23,214	23,214	23,214
実績	23,603	23,393	23,117	22,124	22,054	
対前年伸び率	100%	99%	99%	96%	100%	
年間利用者数	422	423	425	401	402	



利用時間・利用者数ともに計画値を下回りましたが、前年度と同様の利用実績でした。グループ利用の実績が減少しています。

地域活動支援センター事業		単位:人/年				
障がい者生活介護型	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	8	8	8	5	5	5
実績	8	4	4	4	4	
対前年伸び率	89%	50%	100%	100%	100%	

ほぼ計画に沿った利用実績となりました。

精神障がい者通所型	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	-	-	-	210	210	210
実績	212	210	186	174	231	
対前年伸び率	98%	99%	89%	94%	133%	

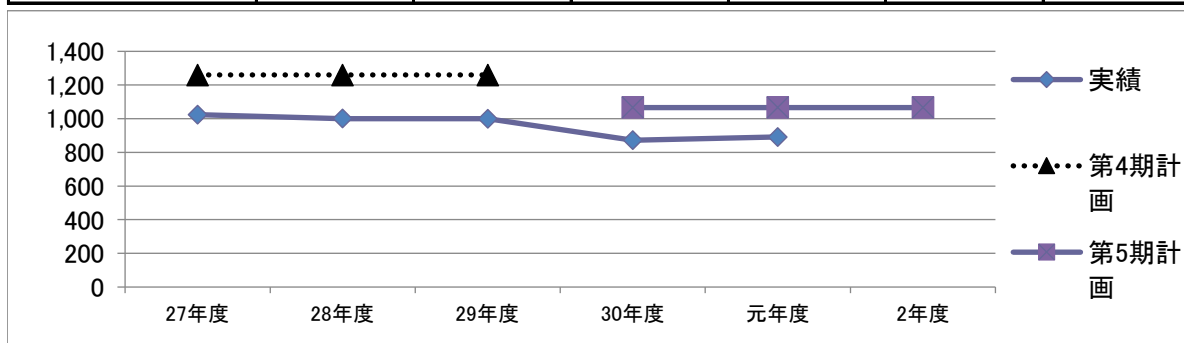
ほぼ計画に沿った実績となりました。

障がい者共同作業所移行型	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	-	-	-	18	18	18
実績	18	18	14	14	12	
対前年伸び率	120%	100%	78%	100%	86%	

ほぼ計画に沿った実績となりました。

単位：回/年

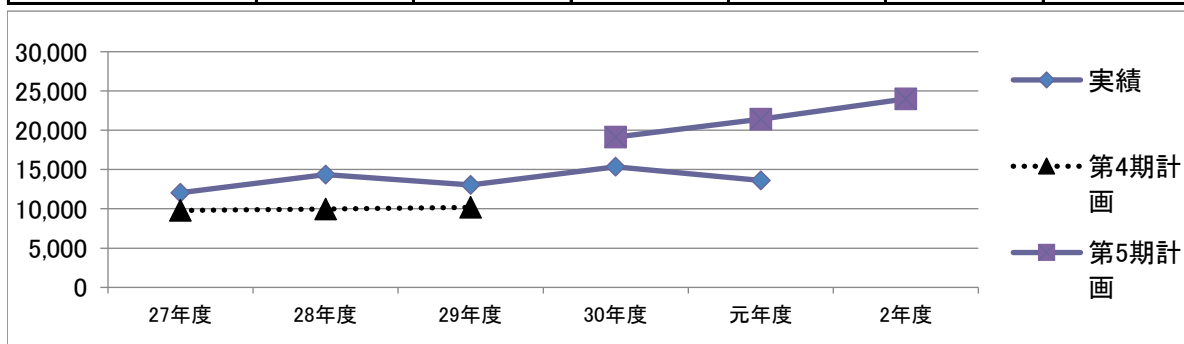
訪問入浴事業	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	1,260	1,260	1,260	1,066	1,066	1,066
実績	1,024	1,001	1,000	872	892	
対前年伸び率	100%	98%	100%	87%	102%	
年間利用者数	16	16	15	14	15	



利用者の体調等により、利用回数は計画を下回る実績となりました。

単位：時間/年

日中一時支援事業	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画値	9,792	9,987	10,186	19,130	21,426	23,997
実績	12,056	14,353	13,033	15,348	13,623	
対前年伸び率	112%	119%	91%	118%	89%	
年間利用者数	225	241	247	253	266	



利用者数は増加しましたが、短時間利用が多く、利用時間は計画を下回る実績です。

令和元年度 サービス調整会議状況報告

開催日	内 容	参加者
4/23	研修会「ケアガイドライン」 相談支援事業所ふあっと 足立相談支援専門員 行政説明	64名
5/28	研修会「防災について～要支援者に対する取組状況～」 出雲市防災安全部防災安全課 倉瀧主任 「出雲市避難行動要支援者名簿の概要」 出雲市健康福祉部福祉推進課 荒木係長	59名
6/25	勉強会「緊急対応の実際について」 社会福祉法人島根県社会福祉事業団 障害者支援施設 光風園施設長 別所 文雄 氏	50名
7/23	事例検討「緊急対応が必要な方の支援について」 相談支援事業所光風園 筒井相談支援専門員	46名
8/27	(令和元年度障がい者虐待防止研修会) 講演「障害者虐待防止法の解説」 島根県障がい者虐待対応専門職チーム 弁護士 金山 孝治 氏	68名
9/24	専門部会等の活動報告 ○つながる専門部会 ○ささえる専門部会 ○くらし専門部会 ○運営会議人材育成チーム ○じりつ専門部会 ○運営会議ツール検討チーム ○こども専門部会 ○就労支援ネットワーク会議	67名
10/29	講演「医療的ケアのある方の支援について」 東部島根医療福祉センター 相談支援専門員 日之蔵 里佳 氏	64名
11/20	事例検討「医療ケアが必要な児の支援について」 相談支援事業所ハートピア出雲 景山相談支援専門員	43名

開催日	内 容	参加者
12/24	勉強会「自立生活援助とは」 相談支援事業所Reve 東主任相談支援専門員	48名
1/28	事例検討「自立生活援助が必要な方の支援について」 相談支援事業所Reve 富岡相談支援専門員 相談支援事業所ふあっと 布野相談支援専門員	48名
2/25	専門部会等の活動報告 ○つながる専門部会 ○ささえる専門部会 ○くらし専門部会 ○運営会議人材育成チーム ○じりつ専門部会 ○就労支援ネットワーク会議 ○こども専門部会	42名
(3/25)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	—

令和元年度 運営会議報告

月1回 サービス調整会議後、1時間から1時間半開催した。

検討内容として、

- ① サービス調整会議の振り返り、内容検討
- ② 各会議の進捗状況の管理（専門部会・ネットワーク会議）
- ③ 相談支援事業所、サービス事業所からの提案、意見交換
- ④ サービス調整会議の年間計画の作成

メンバーは、9委託相談支援事業所、専門部会部会長、市（福祉推進課、行政センター）

司会は、機能強化相談支援事業所（ハートピア出雲・ふあっと）

令和元年度 人材育成チーム報告

目標:利用者の生活の質が向上するための計画を立てることができる相談支援専門員になる

〈研修会〉

開催日	内容		参加者
7/17	講義 「地域を基盤としてソーシャルワーク」 講師 児童心理治療施設 みらい 石田 健一施設長	講義及びグループワーク 『利用者の個別性を重視する、強みに着目した支援が大切である。』	43名
8/21	事例検討 アセスメント～計画作成	者・児の2事例で、アセスメントから計画作成実施。 『事例の生活の質がよくなるための手立てを考える。』	30名
9/18	支援会議	支援会議の持ち方について学ぶ。(勉強会) 『本人の困り感に対応するチーム作りを意識することが必要である。』	30名
10/18	アセスメント	各自担当ケースを持ち寄り、アセスメント法を学ぶ。 『本人について深めるための質問をする』	29名
11/27	地域生活支援拠点における相談支援専門員の役割」 講師 長野県上小圏域総合支援センター 所長 橋詰 正氏	講義及びグループワーク 『地域生活支援拠点における相談支援専門員の役割』	25名
12/18	モニタリング・地域資源	10月の研修に続くモニタリング及び地域資源マップに関するグループワーク 『事例のストレングスに焦点をあて、ストレングスを可視化』	29名
1/17	地域課題	10月に取り上げたケースから、必要な資源を考える。 『地域課題を整理し、具体的展開を考える』	26名
2/19	講義「相談支援専門員との連携～看護師の立場から～」 講師 訪問看護ステーション Relisa 若林 隆志氏	講義及びグループワーク 『連携は、相手と自分の強み弱みを知り、補い合える関係』	24名
(3/18)	(まとめ)	※新型コロナウイルス感染防止のため開催中止	—

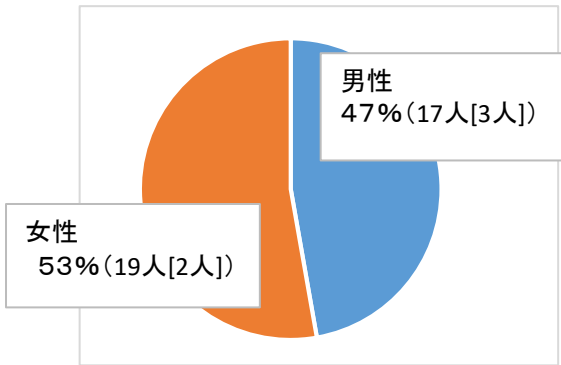
〈会議〉 人材育成チーム 会議 7回

出雲市障がい者虐待防止センター報告（平成24年10月～令和2年3月末）

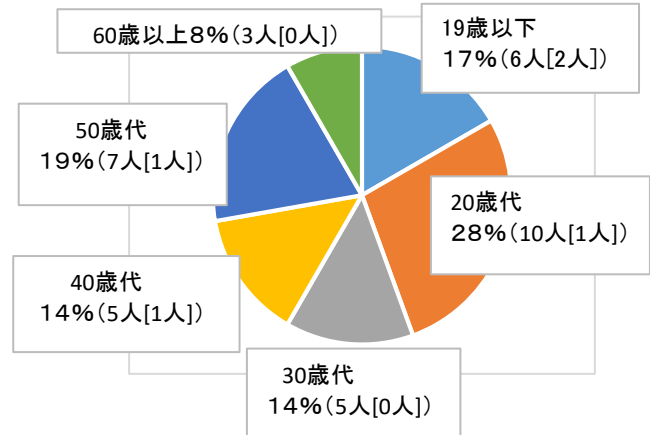
※[]内は令和元年度の数値

1. 養護者による虐待 虐待と確認できた件数 38件[7件](相談・通報届出件数 67件[14件])

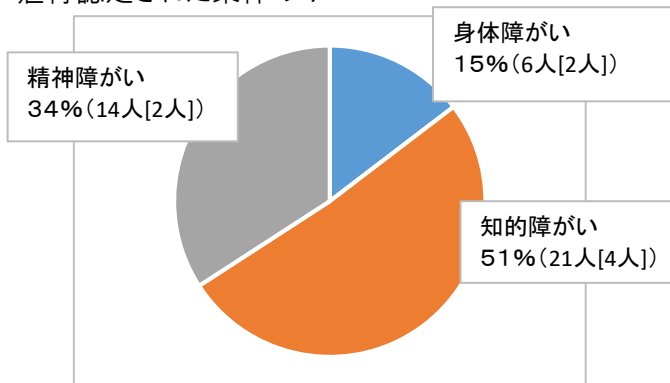
①被虐待者の性別
*虐待認定された案件のみ



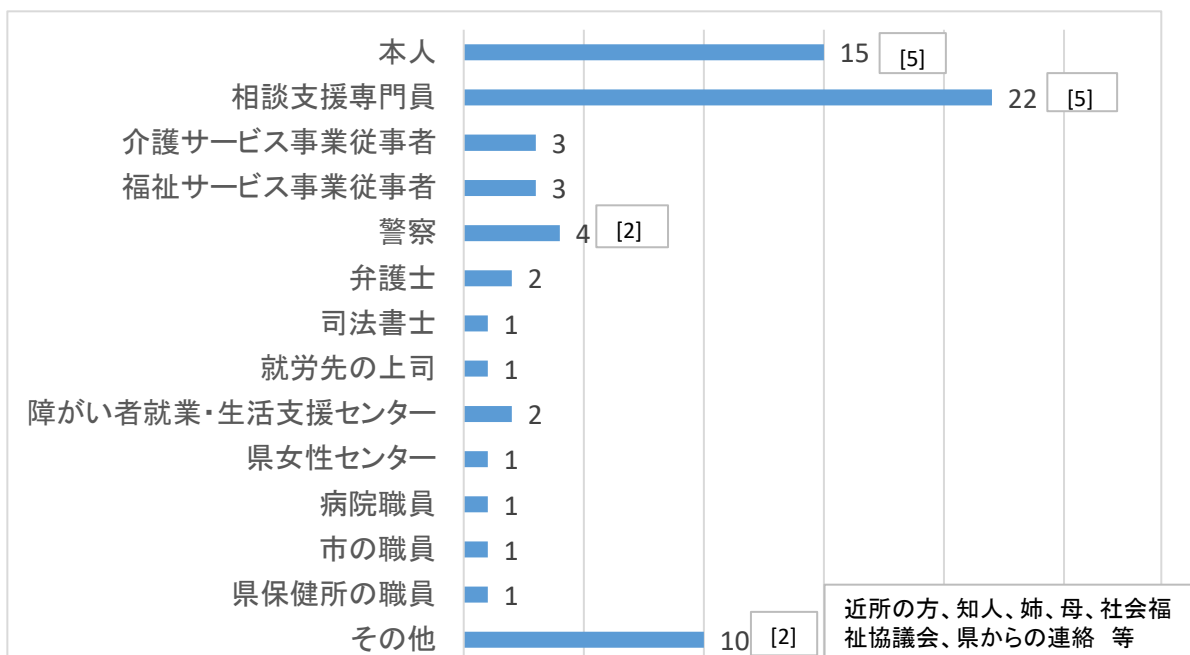
②被虐待者の年齢
*虐待認定された案件のみ



③被虐待者の障がい種別(重複あり)
*虐待認定された案件のみ

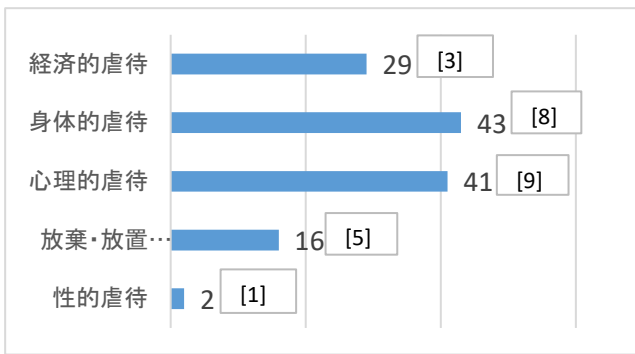


④通報届出者
*通報された案件全て



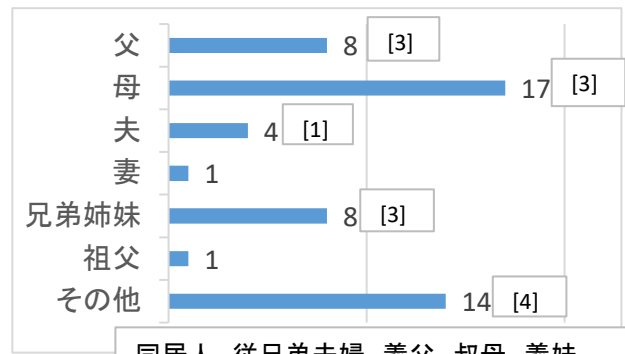
⑤虐待の種別・類型(重複あり)

*通報された案件全て



⑥虐待者との関係(重複あり)

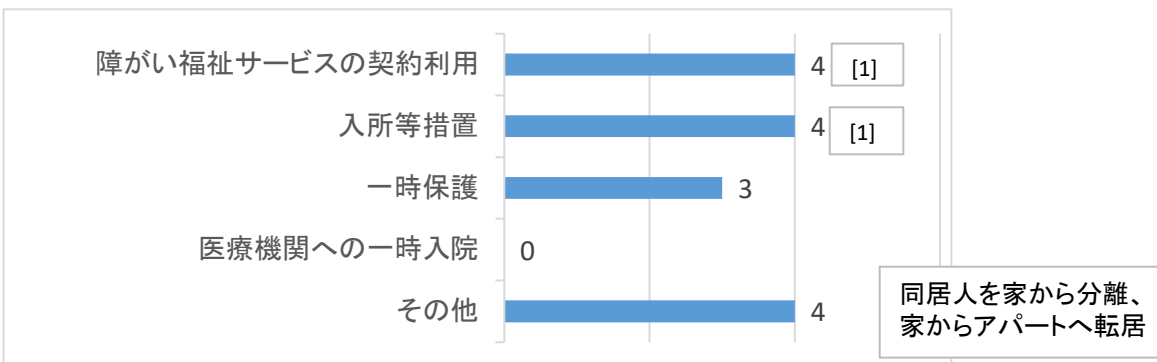
*通報された案件全て



同居人、従兄弟夫婦、義父、叔母、義妹、

⑦分離を行った事例の対応の内訳(15件)

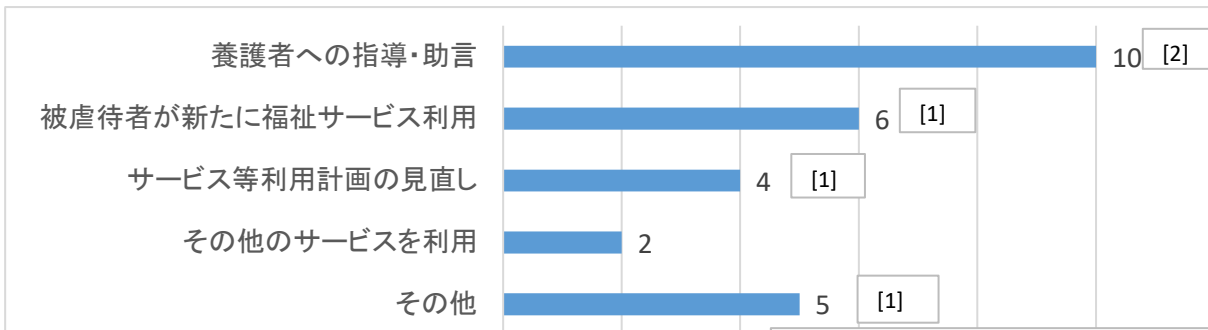
*虐待認定された案件のみ



同居人を家から分離、
家からアパートへ転居

⑧分離を行っていない事例の対応の内訳(29件) 重複あり

*虐待認定された案件のみ



虐待者の介護サービス見直し、リーフでの継続
相談、手帳申請、関係機関での見守り

2. 障がい者福祉施設従事者等による虐待

虐待を受けたと判断した件数 7件[2件](相談・通報届出件数 23件[7件]) 被虐待者数 16人[2人]

①虐待を受けたと判断した事例

施設種別: 障害者支援施設等 5件[2件]、共同生活援助(グループホーム) 1件、放課後等デイサービス 1件

虐待の種別: 身体的虐待 5件、経済的虐待 2件

②事実確認調査の対象となった事業の種別

障害者支援施設 7件[4件]、療養介護施設 4件[2件]、共同生活援助 3件[1件]、就労継続支援A型 2件、
就労継続支援B型 3件、放課後等デイサービス 2件

令和元年度出雲市障がい者差別相談センター等状況報告

1. 相談件数

年度	出雲市	出雲市			県全体
		不当な差別的 取扱い	合理的配慮の 不提供	その他	
H28	7件	4件	3件	0件	14件
H29	7件	2件	5件	0件	30件
H30	6件	3件	3件	0件	25件
R元	6件	3件	0件	3件	(現時点で未公表)

2. 啓発等の取組状況

年度	出前講座等	内容	啓発活動	
			内容	内容
H28	11件 (323名)	地区社協、福祉事業所、指定管理者等	3件	ICV「市政のひろば」、障がい者週間、講演会
H29	7件 (248名)	地区社協、福祉団体等	2件	障がい者週間、講演会
H30	8件 (1,157名)	コミセン、市職員、地区社協等	2件	障がい者週間、出雲商工会議所専門部会
R元	8件 (155名)	民間企業、福祉団体等	1件	障がい者週間

3. ヘルプマークの交付実績(県内の状況)

平成29年12月(開始)～令和2年3月末時点(島根県障がい福祉課提供・体裁一部加工)

交付窓口	H29年度計	H30年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R元年度計	総計
松江市	32	183	11	4	10	10	12	8	11	5	6	10	10	5	102	317
浜田市	19	101	1	3	3		2			1	2		1	1	14	134
出雲市	258	402	28	30	44	25	46	20	26	29	17	33	25	34	357	1,017
益田市	6	63	3	4	4	7	19	3	5	9	7	8	7	12	88	157
大田市	32	54	3	2				3					1		9	95
安来市	8	36	2	3		4	5	3	1			3	3	1	25	69
江津市	8	13	3	1	1	3	2		1	1	1	1		2	16	37
雲南市	16	22	1			2		2		1		6	1		13	51
町村計	26	48	3	1	3	1	5	0	1	5	1	3	1	2	26	100
島根県	182	70	3	1	4	10	6	6	5	0	2	1	2	3	43	295
視障協(団体)		49								6	2	1	1	2	12	61
総計	587	1,041	58	49	69	62	97	45	50	57	38	66	52	62	705	2,333

令和元年度手話普及の取組状況報告

出雲市手話の普及の推進に関する条例第6条第1項(施策の実施)

取組内容		対象者・場所	R元実績	備考
(1) 手話に触れる機会の拡大を図る施策				
①	「出前講座」の実施	学校等	11件	H27:3件、H28:5件、H29:8件、H30:8件
		地域・事業所等	12件 206名	H30:21件(642名)
(2) 手話を学ぶ機会の確保を図る施策				
①	「手話ミニ講座」の実施	一般市民 (初心者コース)	修了 23名	1講座3回で年4講座開催 修了者へ「手話サポーターバッジ」贈呈 H30:61名
		一般市民 (レベルアップコース)	修了 10名	1講座2回で年1講座開催(2講座予定のところ、定員に満たなく1講座のみ)《新規事業》 修了者へ「手話サポーターバッジ」贈呈
		親子(小学6年以下)	95名 (1回目43名、2回目52名)	夏休みに2回開催 参加者へ「大好き手話」バッジ贈呈 H30:2回(80名)
②	医療従事者のための手話入門講座	医療関係者	44名	《新規事業》1講座
(3) 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図る施策				
①	市政のひろば(ICV制作)に手話映像追加	一般市民	5回	R元～1回あたりの放映時間15分に短縮
②	広報いずも 手話枠掲載	一般市民	12回	月1回掲載(陸上、野球、ボウリング、フットサル、ボランティア、応援、おもてなし、バリアフリー、優勝、オリンピック、パラリンピック、デフリンピック)
③	広報掲載の手話をYouTube動画配信	一般市民	12回	
④	各種イベント等での手話通訳者配置	一般市民	49件 (うち市主催分11件)	H27:43件、H28:47件、H29:39件、H30:39件
(4) 手話による意思疎通支援の充実を図る施策(=設置手話通訳者数)				
①	意思疎通支援	聴覚障がい者等	3名	H30年度から1名増(3名体制)
(5) 手話通訳者等の育成及び確保を図る施策				
①	手話通訳者養成講習会を目指す学習会(旧名称:レベルアップ講座、後期から名称変更)	手話奉仕員	延18名 (前期7名、後期11名)	手話奉仕員から手話通訳者を目指す人のサポート 前期(1回)と後期(4回)開催 ※出雲市社会福祉協議会へ委託
②	要約筆記啓発講座	一般市民	17名	「気軽に筆談セミナー」 H30:20名
③	手話奉仕員養成講座(2年間)(厚生労働省養成カリキュラムによる)	一般市民	17名(修了15名)	R元年度は基礎編(23回/年度、修了試験・2H/回)※出雲市社会福祉協議会へ委託
④	手話奉仕員フォローアップ研修(厚生労働省養成カリキュラムによる)	手話奉仕員	年6回 延92名	※出雲市社会福祉協議会へ委託
⑤	要約筆記奉仕員フォローアップ研修(厚生労働省「要約筆記者養成カリキュラム」に沿った講座)	要約筆記奉仕員	年3回 延18名	※出雲市社会福祉協議会へ委託

令和元年度生活保護精神障がい者退院促進事業 状況報告

《事業概要》

当該事業は、精神障がいのため長期に渡り入院を余儀なくされており、生活保護を受給している方に対し、退院を支援するものである。生活保護を受給している方が社会に復帰し、退院後も自立生活を継続できるよう支援している。

また、生活保護費のうち全体の5割以上を医療扶助が占めており、長期入院患者が退院することで生活保護費の縮減にも寄与した。

なお、国の補助により平成19年度から実施している。

《令和元年度 事業の状況》

○ 生活保護受給者を対象とした地域移行支援の実施

*精神科医療機関に長期入院中の対象者 11人（うち前年度からの継続11人）

*退院に至ったケース 1人 *死亡退院 2人

*状況：退院支援継続中 1人 支援方法の検討中 3人

病状等により支援が出来ない 4人

【地域移行支援 対象者年齢別内訳】

年代	人数		平均入院月数
40～49歳	1人	退院支援継続中 1人	44か月
50～59歳	0人		0か月
60～64歳	0人		0か月
65歳以上	10人	退院 1人	27か月
		死亡退院 2人	343か月
		支援方法の検討中 3人	135か月
		病状により支援できない 4人	208か月
75歳以上(再掲)	4人	死亡退院 2人	343か月
		支援方法の検討中 2人	162か月

○ 生活保護受給者を対象とした地域定着支援の実施

*対象者 16人（うち前年度からの継続 16人）

*居住先：自宅（単身）13人、グループホーム2人、高齢者グループホーム1人

○ 市内の2医療機関でのピアサポート活動の実施

第2次出雲市障がい者計画、 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の位置づけ

障がい者計画とは

障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するために基本的な事項や理念を定める計画です。

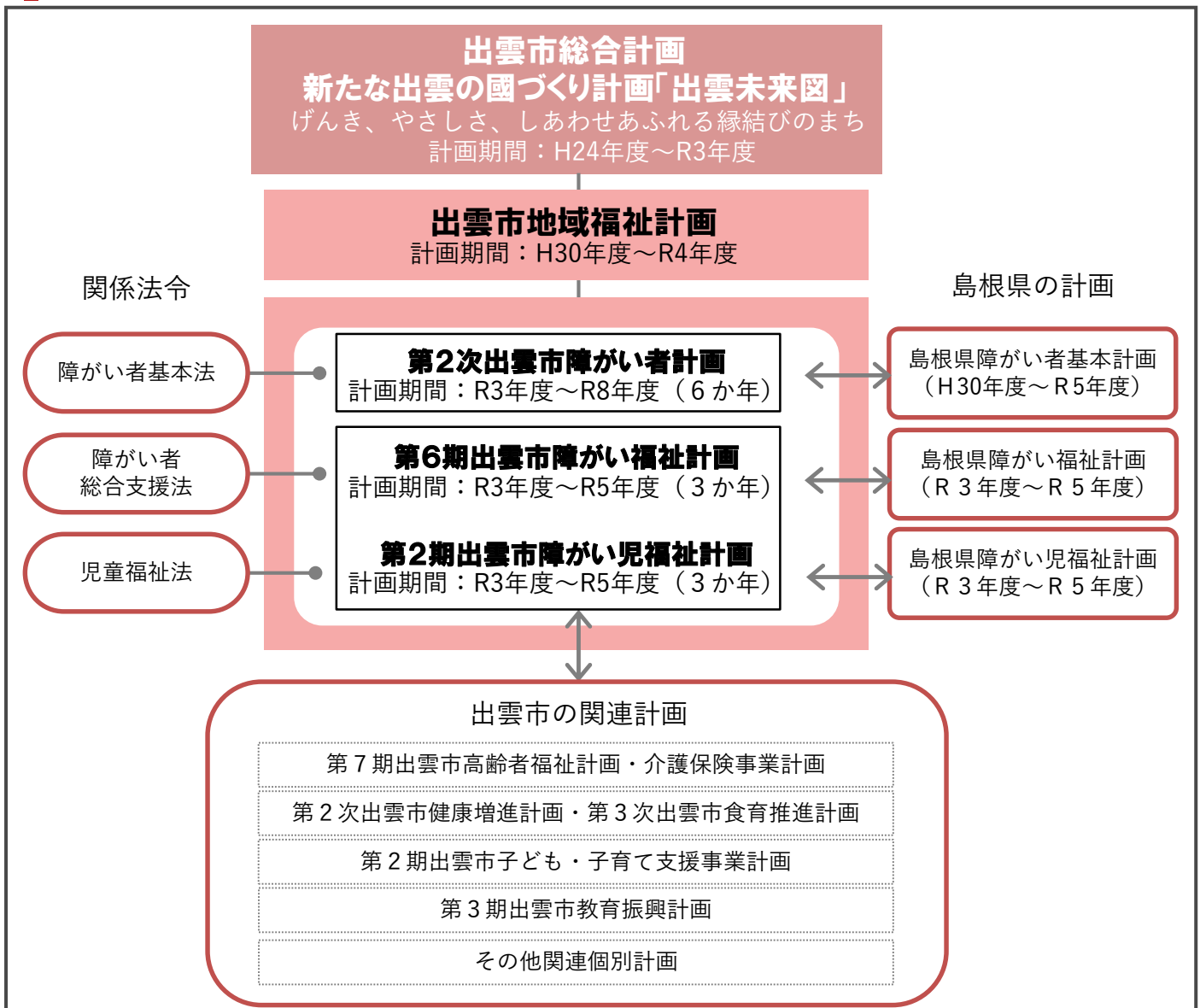
障がい者基本法により策定が義務付けられています。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは

障がい福祉サービス・障がい児通所サービス・相談支援・地域生活支援事業の提供体制について、必要なサービス見込量及びその確保体制並びに連携体制等に関して定める計画です。

障がい者総合支援法及び児童福祉法により策定が義務づけられています。


他の計画等との関係図



障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

計画名	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
概要	障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針・目標を定める。	障がい福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定める。	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供に関する具体的な体制づくりや、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の種類ごとの見込量及びその見込量を確保するための方策等を定める。
策定根拠	障害者基本法 第 11 条第 3 項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 第 88 条第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
協議会への意見聴取	規定なし	要（努力義務） 障害者総合支援法第 88 条第 9 項	要（努力義務） 児童福祉法第 33 条の 20 第 9 項
合議制の機関への意見聴取	要（義務） 障害者基本法第 11 条第 6 項	要（義務） 障害者総合支援法第 88 条第 10 項	要（義務） 児童福祉法第 33 条の 20 第 10 項
計画策定義務化の経緯	平成 5 年 障害者基本法成立 【都道府県・市町村】障害者計画策定が努力義務化 平成 16 年 障害者基本法改正 【都道府県】障害者計画策定が義務化 平成 19 年 【市町村】障害者計画策定が義務化	平成 18 年 障害者自立支援法成立 【都道府県・市町村】国の基本指針に即した障害福祉計画策定が義務化	平成 28 年 児童福祉法改正 【都道府県・市町村】国の基本指針に即した障害児福祉計画策定が義務化
国の指針等	第 4 次障害者基本計画 (5 年間：平成 30 年～令和 4 年)	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

第2次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定スケジュール

年月	協議会開催予定	内 容	市議会への 報告予定			
R2 4月		スケジュール等検討				
5月		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 35%;">現行計画の 評価・検証</td> <td style="width: 35%;">計画骨子の作 成</td> </tr> </table>		現行計画の 評価・検証	計画骨子の作 成	
	現行計画の 評価・検証	計画骨子の作 成				
6月		サービス見込量・				
	第1回(6/24)	構成(骨子)案審議				
7月		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 35%;">計画素案の作 成</td> <td style="width: 35%;">資料編の作成</td> </tr> </table>		計画素案の作 成	資料編の作成	
	計画素案の作 成	資料編の作成				
8月		サービス見込量・ 成果目標検討				
9月						
	第2回(9/24)	素案審議				
10月		計画素案の修正				
11月	第3回(11/11)	素案審議				
		計画素案の修正				
12月			文教厚生委員会・ 全員協議会報告			
R3 1月		パブリックコメント				
		計画作成完了				
2月	第4回(2/3)	計画決定				
		答 申				
3月			文教厚生委員会・ 全員協議会報告			

第3編 施策の方向

施策体系図

大項目	中項目	小項目
1. 差別の解消 及び権利擁護の推進	(1)障がい者差別の解消の推進	①障がい者差別の解消の推進 ②合理的配慮の提供
	(2)障がいに対する理解の促進	①啓発・広報活動の推進 ②保健・福祉教育の推進 ③交流・ふれあいの促進 ④生涯学習の推進
	(3)権利擁護のための施策の充実	①権利擁護の推進 ②虐待防止対策の推進
2. 地域生活の 充実	(1)サービス基盤の整備	①住まいの場の確保 ②日中活動の場の充実 ③訪問系サービスの充実 ④重度障がい者・難病患者への支援 ⑤移動支援の充実 ⑥コミュニケーション支援 ⑦情報アクセシビリティの向上
	(2)生活支援体制の整備	①相談支援体制の充実 ②人材の養成・確保 ③各種制度の活用促進
	(3)障がい児支援の充実	①地域における支援体制の整備 ②医療的ケア児等に対する支援 ③各種医療対策の充実
	(4)スポーツ・文化芸術活動への 支援	①スポーツ・レクリエーションへの支援 ②文化芸術活動への支援
	(5)地域における福祉活動の充実	①障がい者団体や本人活動の支援 ②社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実 ③ボランティア活動の推進
3. 就労支援	(1)一人ひとりの障がい特性や能力 を活かした多様な就労の促進	①雇用率制度を柱とした施策の推進 ②定着を見据えた就業面・生活面からの総合的支援 ③多様な雇用・就業形態の促進 ④雇用への移行を進めるための支援 ⑤職業能力の開発
	(2)工賃向上のための支援	①共同化・連携の推進 ②受注・販路の拡大 ③企業的経営手法の導入
4. 保健、医療、 教育の充実	(1)保健活動の推進	①健康づくりの推進 ②精神保健の推進 ③地域保健活動への支援
	(2)難病対策の推進	①相談支援・生活支援の充実 ②福祉サービスの提供
	(3)障がい者に対する適切な医療 等の提供	①地域医療、救急医療体制の充実 ②適切な医療の提供 ③医療従事者の養成・確保 ④リハビリテーション体制の充実
	(4)一人ひとりのニーズに応じた 教育の充実	①指導充実のための教育環境の整備 ②早期からの一貫した相談支援体制の整備 ③地域における多様な連携の推進 ④指導力の向上と研修の推進 ⑤社会的及び職業的自立の促進
5. 生活環境	(1)ひとにやさしいまちづくりの総合的推進	ひとにやさしいまちづくりの推進体制の整備
	(2)住宅・建築物のバリアフリー 化の推進	①県立施設の整備 ②民間施設の整備 ③住宅の整備
	(3)公共交通機関、歩行空間等の安 全確保とバリアフリー化の推進	①道路環境の整備 ②安全な交通環境の整備 ③公共交通機関の充実 ④移動支援の充実
	(4)防災・防犯対策の推進	①防災対策の充実 ②防犯対策の充実

第2次出雲市障がい者計画 構成(案)

	大項目	中項目		小項目			
第1章	計画の策定にあたって (第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画と共通)	1	はじめに				
		2	社会情勢				
		3	計画の位置づけ				
		4	計画期間等				
		5	計画の策定体制				
第2章	障がい者計画の基本的方針	1	障がいのある人の状況(過去5年間の推移)及び現状分析	(1)	人口と障がいのある人の状況		
				(2)	各手帳所持者等の状況		
				(3)	障がい支援区分・障がい福祉サービス支給決定状況		
		2	前計画の総括(進捗と評価)				
				3	基本的な考え方	(1)	目標(前:表下に記載)
						(2)	方針(前:表下に記載)
(3)	施策の体系と方向(第3章に具体的に記載)						
第3章	障がい者計画の施策の体系と方向	1	障がい者差別の解消及び権利擁護の推進 (前:「6.権利擁護、災害時支援」)	(1)	障がい者差別の解消及び障がい者理解の推進		
				(2)	権利擁護の推進、虐待の防止		
		2	地域生活の充実 (前:「1.障がい児を支援するために連携する」、「3.地域移行を支援する」、「4.社会参加を支援する」、「5.人材を育成する」)	(1)	サービス基盤の整備		
				(2)	生活支援体制の整備		
				(3)	障がい児支援の充実		
				(4)	社会参加支援		
		3	就労支援	(1)	障がい特性や能力を生かした多様な就労の促進		
		4	保健・医療、教育の充実 (前:保健・医療なし、教育「1.障がい児を支援するために連携する」)	(1)	障がい者に対する適切な医療等の提供		
				(2)	一人ひとりのニーズに応じた教育の充実		
		5	生活環境、災害時支援 (前:「6.権利擁護、災害時支援」)	(1)	バリアフリー化の推進		
				(2)	防災、災害時支援の充実		

(前:出雲市障がい者計画)

〈参考〉	前計画	目標	障がいがあっても、自らの意思で自らの方向性を選択し、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき住みたいと思う地域で、地域社会の構成員として、その人らしい生活ができる社会の実現を目指します。
		方針	障がい者の自立と社会参加を支え、地域の支援体制を整備します。 (1)障がい者の自己選択と自己決定の尊重 (2)人権が尊重される社会 (3)エンパワーメントによる主体性 (4)地域社会の構成員としての自立

第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画策定にかかる国の基本指針

基本指針の概要

	主なポイント	説 明（盛り込むべき内容）
1	地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実を進める ・ 入所等から地域生活への移行についての体制確保
2	福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組の一層の促進 ・ 就労定着支援事業の利用促進を図り、安心して働き続けられる環境整備を進める ・ 「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進と理解促進、大学在学中の学生や高齢障がい者に対する就労支援
3	「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む
4	障がい福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要
5	障がい者の社会参加を支える取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の社会参加促進のため、多様なニーズを踏まえ、特に障がい者の文化芸術活動の推進や、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る
6	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加（⇒県の成果目標） ・ アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症に関する協力体制の構築や理解促進を図るための普及啓発などの必要性。
7	相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組（成果目標の設定（新規））
8	発達障がい者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る ・ 発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性
9	障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難聴障がい児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性（⇒県の成果目標） ・ 児童発達支援センターや障がい児入所施設の、今後果たすべき役割 ・ 障がい児入所支援における 18 歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備 ・ 自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズ把握の必要性
10	障がい福祉サービス等の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集する取組

成果目標に関する事項（計画が終了する令和5年度末の目標）

	目標項目	県	市町村	基本指針	<参考> 第5期計画
①	施設入所者の地域生活への移行（継続）				
	地域生活移行者の増加	○	○	令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行	H28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行
	施設入所者の削減	○	○	令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減	H28年度末時点の施設入所者から2%以上削減
②	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）				
	障害保健福祉圏域・市町村ごとの協議の場の設置状況			—	全ての圏域・市町村に関係者による協議の場を設置
	退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇	○		退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上	— （新規）
	1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）	○		1年以上長期入院患者数を、国提示の推計式を用いて設定	1年以上長期入院患者数を、国提示の推計式を用いて設定
	早期退院率（入院後3か月時点、6か月時点、1年時点）	○		退院率をそれぞれ69%、86%、92%以上とする	退院率をそれぞれ69%、84%、90%以上とする
③	地域生活支援拠点等の整備（項目の見直し）				
	地域生活支援拠点等の整備	○	○	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備
④	福祉施設から一般就労への移行等（項目の見直し）				
	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の増加	○	○	令和元年度実績の1.27倍以上	H28年度実績の1.5倍
	就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、B型事業を通じた一般就労への移行者数の増加	○	○	それぞれ令和元年度実績の1.30倍、概ね1.26倍、概ね1.23倍以上	— （新規）
	就労移行支援事業の利用者の増加			—	H28年度末から2割以上増加
	就労定着支援事業の利用者の増加	○	○	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用	— （新規）
	就労定着支援事業の就労定着率の向上	○	○	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	— （新規）
	就労移行支援事業所の就労移行率の増加			—	就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
	職場定着率の増加			—	就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上
⑤	障がい児支援の提供体制の整備等（項目の見直し）				
	児童発達支援センターの設置	○	○	各市町村に少なくとも1カ所以上設置（単独設置が困難な場合は圏域設置可）	各市町村に少なくとも1カ所以上設置（単独設置が困難な場合は圏域設置可）
	保育所等訪問支援の利用できる体制の構築	○	○	全ての市町村に、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全ての市町村に、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
	難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築	○	—	県において児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、体制を確保	— （新規）
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	○	○	各市町村に少なくとも1カ所以上確保（単独設置が困難な場合は圏域設置可）	各市町村に少なくとも1カ所以上確保（単独設置が困難な場合は圏域設置可）
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定	○	○	令和5年度末までに県、圏域、市町村に関係者による協議の場を設置し、コーディネーターを配置	H30年度末までに県、圏域、市町村に関係者による協議の場を設置
⑥	相談支援体制の充実・強化等（新規）				
	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組	○	○	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において実施体制を確保	— （新規）
⑦	障害福祉サービス等の質の向上（新規）				
	障害福祉サービス等の質の向上	○	○	令和5年度末までに県及び市町村において取組を実施する体制を構築	— （新規）

（注）表頭「県」、「市町村」欄に「○」がある場合に目標設定が必要

第6期出雲市障がい福祉計画・第2期出雲市障がい児福祉計画 構成(案)

	大項目	中項目	小項目		
第1章	計画の策定にあたって (第2次障がい者計画と共通)	1 はじめに			
		2 社会情勢			
		3 計画の位置づけ			
		4 計画期間等			
		5 計画の策定体制			
第4章	基本的事項	計画の趣旨及び位置づけ	●第1章		
		1 基本的な考え方	(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援 (2) 必要なサービス提供体制の整備		
第5章	基本方針と成果目標	1 地域における生活の維持及び継続の推進 (旧:「障がい者の生活を地域全体で支える地域共生社会実現に向けたシステムの構築」、「施設入所や入院から地域生活への移行」)	(1) 地域生活支援拠点等の機能の充実 ①成果目標「施設入所者の地域生活への移行」 (2) 入所等から地域移行に向けての体制確保 ③成果目標「地域生活支援拠点等の整備」		
		2 福祉施設から一般就労への移行(旧:福祉就労から一般就労へ)	(1) 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組の促進 ④成果目標「福祉施設から一般就労への移行等」 (2) 就労定着支援事業の利用促進 (3) 農福連携の更なる推進と理解促進等		
		3 「地域共生社会」の実現に向けた取組 (旧:障がい者の生活を地域全体で支える地域共生社会実現に向けたシステムの構築)	(1) 障がい者虐待の防止と養護者に対する支援 (旧:「第4章 障がい者等の自立に向けた事業の推進」から移動) (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (旧:「第4章 障がい者等の自立に向けた事業の推進」から移動) (3) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築(旧:障がい者の生活を地域全体で支える地域共生社会実現に向けたシステムの構築) (4) 発達障がい者等支援の一層の充実 (旧:障がい者の生活を地域全体で支える地域共生社会実現に向けたシステムの構築)		
		4 障がい者の社会参加を支える取組(旧:なし)	(1) 障がい者による文化芸術活動やスポーツ活動の推進や視覚障がい者等の読書環境の整備推進		
		5 相談支援体制の充実・強化等 (旧:障がい福祉サービスの質の向上)	(1) ⑥成果目標「相談支援体制の充実・強化等」(新規)		
		6 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備 (旧:障がい児支援の提供体制の整備等)	(1) 児童発達支援センターの機能強化 (2) 保育所等訪問支援の地域支援体制の整備(新規) (3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携 (5) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 (6) 障がい児相談支援の提供体制の確保、整備 ⑤成果目標「障がい児支援の提供体制の整備等」		
		7 障がい福祉サービス等の質の向上	(1) 障がい福祉サービス提供事業者の質の向上 ⑦成果目標「障がい福祉サービス等の質の向上」 (2) 障がい福祉人材の確保 (旧:「障がい福祉サービスの質の向上」の中で事業者の質の向上として記載)		
		第6章	各種サービスの前期計画達成状況と計画目標	1 障がい福祉サービスの達成状況と目標	(1) 訪問系(居宅介護等) (2) 日中活動系(生活介護、自立訓練等、就労移行、就労継続支援、就労定着) (3) 居住系 (施設入所支援、共同生活援助、自立生活援助) (4) 相談支援
				2 障がい児通所支援の達成状況と目標	(1) 障がい児通所支援 (2) 障がい児相談支援
				3 地域生活支援事業の達成状況と目標	(1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 意思疎通支援事業 (6) 日常生活用具給付等事業 (7) 移動支援事業 (8) 地域活動支援センター (9) 訪問入浴事業 (10) 日中一時支援事業 (11) 大学修学支援事業(追加)
				4 出雲市独自のサービスの達成状況と目標(追加)	(1) 障がい者福祉タクシー事業 (2) 身体障がい者自動車改造助成事業 (3) 身体障がい者免許取得助成事業 (4) 腎臓機能障がい者通院費助成事業 (5) 自立支援医療費助成事業
		第7章	計画の推進にむけて	1 計画の推進体制	
				2 計画の進行管理	
3 出雲市障がい者施策推進協議会の組織体制と活動					

(旧:第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画)

資料編 ●今期計画新規掲載 ○前期計画修正掲載

- 出雲市障がい者施策推進協議会委員名簿
- 出雲市障がい者施策推進協議会設置条例
- 出雲市福祉のまちづくり条例
- 出雲市障がい者施策推進協議会の組織図
- 障がい者の状況等
- 事業所アンケート集計結果
- 障がい福祉サービスの種類と内容
- 地域生活支援事業の種類と内容
- 計画見込数値(島根県報告数値)
- 障がい福祉サービス給付費の推移
- 出雲市相談支援事業所一覧

地域生活支援拠点整備にかかる検討状況

障がい児者の重度化・高齢化・「親亡き後」を見据え、障がい児者の生活を地域全体で支えるための体制（地域生活支援拠点）を整備します。当市では、「緊急時の受け入れと対応」を優先課題として、緊急時の対応が必要な方について、緊急対応の利用登録を行います。コーディネーターは相談支援専門員の求めに応じ、登録者の緊急時における短期入所事業所利用の調整・同行及び退所後の生活への助言を行います。

1 コーディネーターの配置（案）

1) 配置事業所

相談支援機能強化事業所である「ハートピア出雲」と「ふあっと」をコーディネーターとして配置する。

※参考 機能強化事業所業務の内容

- ア 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施（多様な困難ケースへの支援を含む）
- イ 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ウ 地域の相談支援事業所の人材育成
- エ 地域の相談機関との連携強化の取組
- オ 障がい者支援施設や精神病院への地域移行に向けた普及啓発
- カ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネイト
- キ 障がい者等に対する虐待を防止するための取組（情報誌発行による、人権擁護、福祉制度、生活情報についての周知を含む）

2 登録票作成の進捗状況について

1) 登録票の考え方

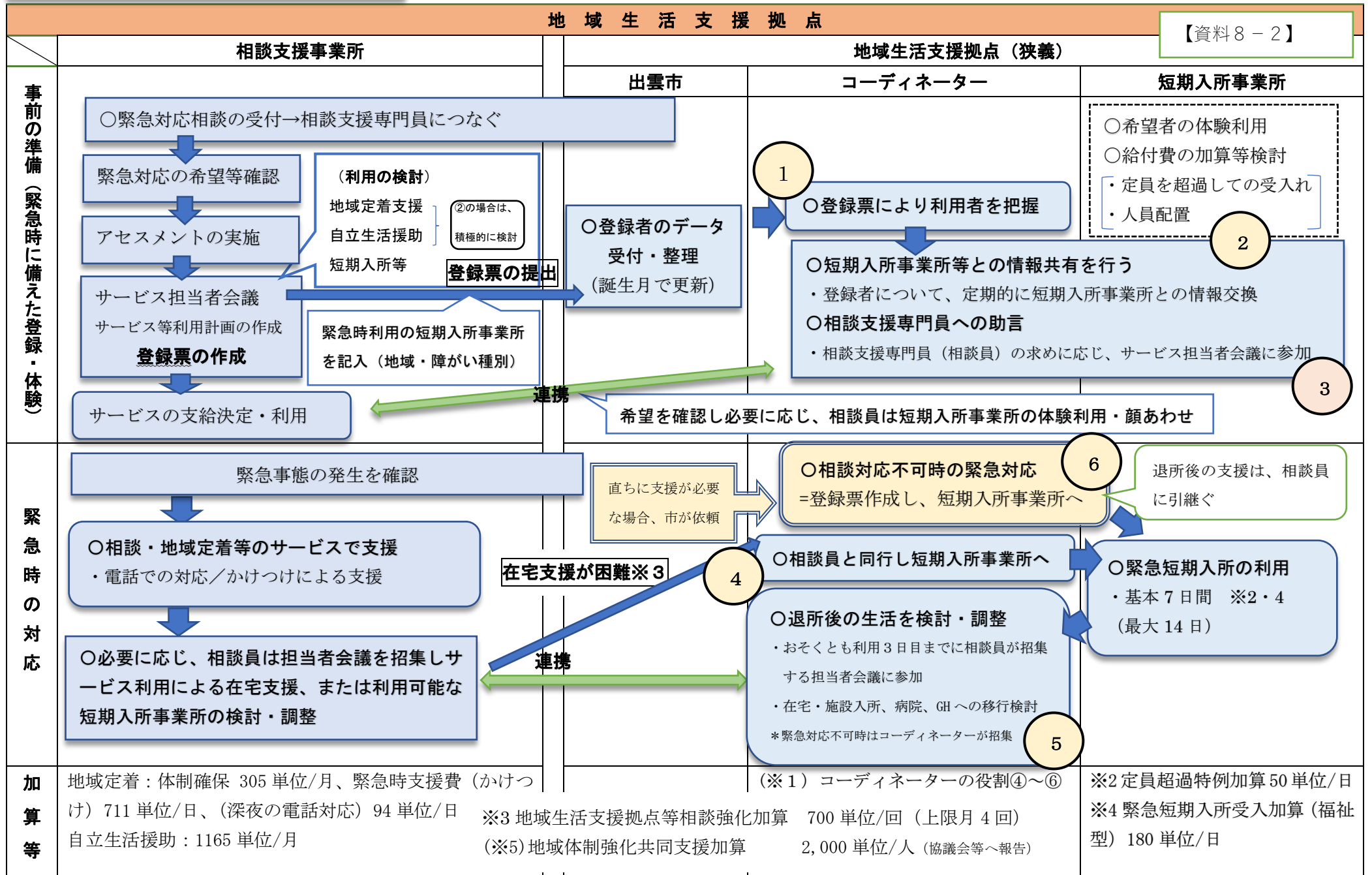
- ・記載する基本情報は最低限にし、事前準備の段階で短期入所事業所が登録票とは別に情報収集を行い、短期入所の利用に備えます。
- ・短期入所体験利用希望の有無、希望する事業所名の記載欄を設け、短期入所事業所は利用希望者を把握します。
- ・登録者に想定される緊急時を記載し、コーディネーターは相談員の求めに応じ、緊急時に備えたサービス提供体制についての助言を行います。
- ・登録者の個人情報を、市、障がい福祉サービス関係事業者で共有する同意を得ます。

2) 登録票（案）

資料8-3参照

地域生活支援拠点整備にかかる
「緊急時の受け入れと対応」フロー図

緊急時の定義：①親(介護者)の死亡・入院、緊急の不在により、急に通常の在宅生活を送ることが困難になった場合
②一人暮らし等の方で、他に支援を受ける手段がなく、緊急の支援が必要になった場合(※虐待は除く)



出雲市地域生活支援拠点登録票

(受付R 年 月 日)

登録番号	
担当相談支援事業所	【資料8-3】
担当相談支援専門員	
事業所T e l	
休日・夜間電話	

名前 (ふりがな)

生年月日 年 月 日生 (歳) (男・女)

住所

電話

身体障がい者手帳	種	級	精神保健福祉手帳	級	療育手帳等級	A	B
----------	---	---	----------	---	--------	---	---

障がい支援区分	非該・1・2・3・4・5・6	要介護度	非該・要1・要2・1・2・3・4・5
---------	----------------	------	--------------------

障がい名または病名	かかりつけ医療機関 (診療科/主治医) (連絡先)
-----------	---------------------------------

緊急連絡先	① 氏名 住所 (続柄)	電話 携帯
	② 氏名 住所 (続柄)	携帯 携帯

想定される緊急時	具体的な対処方法
(例) 母が入院した時に、一人になってしまい、不安である。	

体験入所等 希望	(有 ・ 無) (確認日:) →日中見学・お泊り・いずれでも可)	利用希望事業所
-------------	--	---------

< 家族関係図/ジェノグラム > ※年齢、職業等	続柄	氏名	特記事項

< 社会関係図/エコマップ > ※関わりのある機関・人物・役割	治療・病状	
	服薬状況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (朝 眠前 昼 頓服 夕)

< 障がい特性より配慮が必要な事項 > ※習慣、関わり方

1. 私は、出雲市地域生活支援拠点緊急時利用者として登録します。

2. 緊急時に備え、本紙「出雲市地域生活支援拠点登録票」の情報及び支援に必要な個人情報を、出雲市、指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定障害児相談支援事業者又は障害児通所支援事業者等の関係者で共有することに同意します。

年 月 日 同意者 (利用者) 印 (続柄)

地域生活支援拠点整備に向けたスケジュール（案）

【資料 8-4】

年度	月日	拠点プロジェクトチーム	障がい者施策推進協議会	じりつ部会	サービス調整会議	事業所	市
R2	6月	プロジェクトチーム第5回会議 (1)コーディネーターの配置 (2)登録票の進捗 (3)令和2年度日程確認	令和2年度第1回障がい者施策推進協議会(6/24) (1)コーディネーターの配置 (2)登録票の進捗 (3)令和2年度日程確認	登録票の作成(第1回) *じりつ部会+短期入所事業所 (福祉型・医療型)			
	7月			登録票の作成(第2回) *じりつ部会+短期入所事業所=完成 (福祉型・医療型)	7月末:行政説明 (地域生活支援拠点について)		
	8月	プロジェクトチーム第6回会議(8/20予定) (1)登録票(完成版) (2)拠点届出について説明		登録票の作成(第3回) *じりつ部会+短期入所事業所 (福祉型・医療型)			要綱、拠点届出用紙等作成
	9月		令和2年度第2回障がい者施策推進協議会 (1)完成版登録票 (2)拠点届出について説明	体験の機会と場について協議		サービス提供事業所説明会(9/17)で 拠点届出の説明及び協力依頼	予算検討
	10月	プロジェクトチーム第7回会議 (1)登録票の受付について (2)専門部会の中間報告		体験の機会と場について協議		拠点事業所の運営規程変更 運営規程の市への届出	予算要求
	11月		令和2年度第3回障がい者施策推進協議会 (1)拠点届出事業所の報告 (2)登録票の受付について	体験の機会と場について協議	11月17日(火):サービス管理責任者 との合同研修会 (地域生活支援拠点について)(予定)		拠点事業所の承認
	12月			体験の機会と場について協議		登録票の受付開始	
	1月	プロジェクトチーム第8回 (1)体験の機会と場について (2)登録票の受付状況報告		体験の機会と場について協議 登録票の修正			
	2月		令和2年度第4回障がい者施策推進協議会 (1)登録票の受付状況報告 (2)専門部会からの報告 ⇒協議会での拠点整備承認	体験の機会と場について協議	2月24日(火):サービス管理責任者 との意見交換会 (地域生活支援拠点について)		令和3年度の稼働に向けての契約等準備 地域生活支援事業補助金申請準備
3月			体験の機会と場について協議			稼働に向けての契約等準備	
R3	4月	拠点稼働					
R3以降		(1)市町村の定期的な評価 障がい者施策推進協議会を活用した拠点等の運営や活動に対する定期的な評価や不十分な機能について改善 (2)拠点等の取組状況の公表(普及、啓発) 取組内容や運営状況に関する情報の公表 (3)その他の機能の構築				<p>【参考】</p> <p>地域生活支援拠点の整備とは？</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい児者の重度化・高齢化・「親亡き後」を見据え <ol style="list-style-type: none"> ①相談 ②緊急時の受け入れと対応 ③体験の機会と場 ④専門的人材の確保と養成 ⑤地域の体制づくり <p>を、地域の実情に応じ整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること</p>	

在宅障がい者等相談支援事業（新規事業）

1 事業概要

相談支援事業所の相談員等が、新型コロナウイルス感染症に対して不安を感じている在宅障がい者等（以下「在宅障がい者等」という。）に対し、安否確認等を実施し、安心した日常生活が送れるよう支援を行う。

※相談員等とは、相談支援専門員のほか、精神保健福祉士、社会福祉士、看護師等の有資格者とする。

2 対象者

障がい福祉サービスを利用していない在宅障がい者等

※在宅障がい者等とは、障がい者手帳を所持していない者を含む。

3 事業内容

相談支援専門員等の専門職が、在宅障がい者等に対し集中的に次のような事業を実施する。

- ① 在宅障がい者等への個別訪問等による現状把握
- ② 必要に応じた関係支援機関へのつなぎ
- ③ ①に基づく専門的な生活支援等の助言
- ④ その他在宅障がい者等の状態悪化の防止を図るため、在宅障がい者等の把握と一体的に行うことが効果的な取組として市が必要と認めた事業

※個別訪問等については、新型コロナウイルス感染症対策を適切に行った上で実施する。
状況に応じ、電話・メール等を活用した現状把握や助言等の実施も可とする。

4 相談支援の終了時期

集中的に支援することを想定し、支援から概ね6か月後

- ・障がい福祉サービスの利用等へつながった場合 ⇒終了
- ・障がい福祉サービス等につながらなかった場合

⇒その後の相談は、市の委託相談支援事業所で対応し、切れ間のない支援を継続

5 対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

6 実施方法

相談支援事業者と委託契約（単価契約）

7 事業費(国の補助事業)

委託料 7,800千円（6月議会追加補正に計上）

遠隔手話サービス等を利用した聴覚障がい者の

意思疎通支援体制の強化事業（新規事業）

1 事業概要

新型コロナウイルスの発生により、聴覚障がい者が病院を受診する際など、手話通訳者等の同行が困難な状況が生じている。そのため、タブレット等の通信機器による遠隔手話サービスを実施し、意思疎通支援体制の強化を図る。

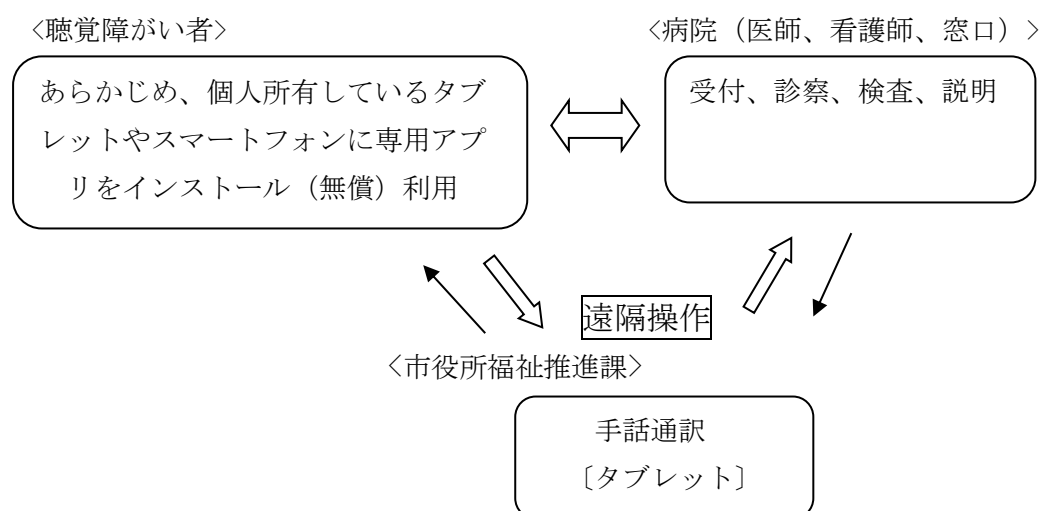
2 運用方法

○聴覚障がい者所有の通信機器（スマホ、タブレット等）と市役所本庁のタブレット等により、設置手話通訳者が遠隔による手話通訳を実施する。

○市役所福祉推進課と各行政センターに各1台タブレット設置

○イメージ

【例】病院受診



3 事業内容(国の補助事業)

事業費 1,000千円（6月議会追加補正に計上）

(1)遠隔手話サービスの導入経費

（タブレット、ヘッドセット等通信環境整備に関する経費）

※今後の維持管理経費は当該事業の対象外だが、地域生活支援事業（国 1/2 以内、県 1/4）の対象となる

(2)遠隔手話広報・啓発に要する経費

4 本市の状況

※平成29年9月出雲市手話の普及の推進に関する条例施行

		年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	
手 話 通 訳	設置手話通訳者数		3	3	2	2	2	
	手話通訳登録者数	手話通訳者	10	10	10	10	9	
		手話奉仕員	120	105	107	95	97	
	個人	派遣件数		870	760	594	700	769
		(内訳)	医療機関	440	388	291	342	365
			生活（買い物、金融機関等）	348	261	221	242	255
			地区行事	19	34	44	59	70
			その他（行政機関、学校、職場等）	63	77	38	57	79
	派遣利用者		41	44	42	45	46	
	団体	派遣件数	49	42	39	47	43	
		派遣者数	77	70	69	77	72	
派遣件数合計			919	802	633	747	812	
要 約 筆 記	要約筆記登録者数	要約筆記者	8	7	8	8	8	
		要約筆記奉仕員	23	23	22	23	23	
	個人	派遣件数	7	8	12	14	20	
		派遣利用者	4	5	7	9	7	
	団体	派遣件数	36	29	33	32	32	
		派遣者数	100	78	97	96	98	
派遣件数合計			43	37	45	46	52	
派遣件数（手話＋要約）合計			962	839	678	793	864	